

令和2年第5回臨時会

総務民生常任委員会  
会 議 録

期日：令和2年10月9日（金）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

---

日 時： 令和2年10月9日（金曜日） 午前10時18分～午前10時54分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

---

出席委員（7人）

委員長	後 藤 健	副委員長	挽 野 利 恵
委員	古 谷 武 美	委員	佐 藤 文 子
委員	小 松 栄 治	委員	渡 邊 秀 俊
委員	金 谷 道 男		

---

欠席委員（0人）

---

遅刻委員（0人）

---

説明のため出席した者

総務部長	舩 谷 祐 幸	市民部長	和 田 義 基
財産活用課長	高 橋 学	市民課長	高 橋 直 美

---

議会事務局職員出席者

事務局主任 藤 澤 正 信

---

審議案件

第1 議案第194号 令和2年度大仙市一般会計補正予算(第12号)

---

午前10時18分 開会

○委員長（後藤健） おはようございます。委員各位及び職員の皆さまには、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。ただ今から、総務民生常任委員会を開会いたします。

審査に当たっては、お手元に配付の審査日程表のとおり審査を行いますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言はマイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

---

○委員長（後藤健） 審査に入る前に、当局からあいさつをいただきます。

舛谷総務部長、お願いいたします。

○総務部長（舛谷祐幸） 改めまして、おはようございます。

委員の皆さまにおかれましては、常任委員会を開催していただきましてありがとうございます。

本日、ご審議をお願いします案件は、財産活用課所管の補正予算案1件であります。

内容につきましてはこの後、財産活用課長の高橋からご説明をさせていただきます。

委員各位におかれましては、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

○委員長（後藤健） ありがとうございます。

これより、当委員会に付託された事件について審査をいたします。説明は座ったままで結構です。

---

○委員長（後藤健） それでは、議案第194号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。当局の説明を求めます。財産活用課、高橋課長。

○財産活用課長（高橋学） 改めまして、おはようございます。財産活用課の高橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、同席しております職員をご紹介します。はじめに、財産活用班班長の高橋典主幹です。同じく、財産活用班、佐々木了可副主幹です。それでは、座って説明させていただきます。

それでは、議案第194号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第12号）のう

ち、財産活用課所管分につきましてご説明申し上げます。

資料は、資料ナンバー 2、補正予算書〔10月補正〕の7ページ、それから8ページをご覧ください。また、資料ナンバー 2-1、事業説明書の1ページを併せてご覧いただきたいと思います。

今回の補正につきましては、市有地の有効活用と、市が発注する工事費の経費縮減を目的に、市の土取場を開設したいため、林地開発に関する測量設計業務、それから、立木伐採業務に関する経費について、補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、資料ナンバー 2-1、事業説明書、1ページに基づきご説明させていただきます。

はじめに、資料中段に記載の項番 1、公売地計画事業の目的及び目標についてでございますが、大曲地域内小友字明通地区の市有地を今回、土取場として開設し、市が発注する工事の盛土材を自前で採取し、工事費の削減と市有地の有効活用を図ることを目的としております。

なお、土取場の開設に向けた県との林地開発協議というものが必要となりますが、こちらを今年度中に完了させ、速やかに土取場の供用を開始することを目標としております。

これによりまして、現在、大曲西根地区で進めております、新企業団地整備事業の造成工事に使用する盛土材として、来年度早々に提供できるよう目指してまいりたいと考えております。

次に、項番 2 の「これまでの実績と成果」についてでございますが、先般 9 月に、予定地から土砂を採取しております。その上で、盛土材としての適否を調べるため、地質調査を実施いたしました。調査の結果、予定地の地質につきましては大半が泥岩ということで、国の建設発生土利用技術マニュアルで示されております、盛土材に適した土質の、「細粒分まじり礫<sup>さいりゅうぶん</sup>」という土質であります。こちらであることを確認しております。

次に、項番 3 の「問題と課題」でございます。当該予定地は、市の森林経営計画の対象となっている市有林があることから、森林法の規定により、県と許可を要しない林地開発行為の協議を進める必要がございます。この協議は、おおむね 2 カ月程度を要する見込みでございまして、新企業団地造成工事の工程に影響が生じないよう、速やかな協議を行ってまいりたいと考えております。

最後の項番4、「今後の方向性と事業の概要」につきましては、降雪期までに林地開発協議に必要となる現地の測量、また、隣接する、ため池周辺の希少種の昆虫、植物の生息状況に関する自然環境調査の実施を行うほか、並行して開発予定地の樹木伐採を行うものでございます。

ご説明申し上げましたこれらの業務に係る経費といたしまして、2款1項8目10事業の財産管理費に、林地開発予定地測量設計業務委託料として1,370万6千円、それから同じく、12事業の公有林整備事業単独分に、立木の皆伐事業業務委託料として209万4千円の予算の補正をお願いするものでございます。

なお、開発予定地から伐採した立木につきましては、財産収入としまして、17款2項2目2節の立竹木売払収入として、歳出予算と同額となる209万4千円を歳入予算に見込みまして、特定財源として充当することとしております。

最後になりましたが、土取場予定地の図面としまして、お手元の方に別途資料を提出させていただいておりますので、そちらをご覧くださいと思います。A3判の図面になります。

はじめに、表紙をめくっていただきまして、1枚目の縦長の航空写真になりますけれども、ご覧のとおり、場所につきましては大曲球場西側の駐車場から北西側に位置する市有地の山林でございます。この中で、緑塗りにしている部分については、開発予定地の林班を示したものでございます。この緑塗り部分につきましては、林班が三つの林小班に区分されておまして、全体の面積としては、約10.6ヘクタールとなっております。このうち、緑塗りの中央から球場側の下の方にかけて赤線で示した区域がありますけれども、こちらが今回予定している土取場の場所となります。面積としましては、約4ヘクタールとなります。

すみません、次の資料を、2枚目をご覧ください。すみません、ちょっと横長になりますが、2枚目の資料につきましては、先ほどの土取場予定地を拡大した図面となります。赤線の区域、こちらが先ほどご説明申し上げました土取場予定地となります。その外側を囲うように青の斜線区域がございますが、こちらが林地開発の事業区域を示したもので、林地開発のための用地測量が必要となる範囲となります。この青の斜線部分の面積は、約6.9ヘクタールでございます。さらに、その外側にある緑の点線区域、こちらが地形測量が必要となる範囲でございまして、面積が約7.7ヘ

クタールとなっております。なお、オレンジ色の一部かぶっている部分がございますが、これが境界という形になってございます。

なお、こちらの資料にある数値などにつきましては、現地測量前の、机上で計算した推定値となっておりますので、今後の測量等によりまして数値が確定されますので、その点、何とぞご了承をお願いいたします。

以上、財産活用課所管分の補正予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） はい、説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 部長、わりな。申しわけねがったでもすよ、実は疑問に思っているどごろすよ、二つぐれあるすおの。

一つはよ、まずこの測量するというのは、これはまず仕方ねすな。で、現在の、これらが盛土する場所の、土地の立米数。んだすな、第1期のこと。

それと今のこの、土を取る場所の立米数。これなんぼあってなんぼの中でつつうことは、これ概算で分からなければ、こここの場所だということは決められねがったべど思うんだすおな。そご、みんな疑問なつてらすおの。そしてこの後の、取った後はどんた利用して、また他から来たやつを残土としてここの場所さ使うもんだか、その辺りもこれからのことについても、ちゃんと見通ししてやらねばできねでも、その二つひとつ、教えてください。

○委員長（後藤健） はい、答弁は部長でいいすかな。部長。

○総務部長（舛谷祐幸） 小松議員のご質問にお答え申し上げます。

今ご指摘ありました、新しく今進めております企業団地、その第1期工事分。ここに係る立米数ですけれども、約5万4千立米。

それから今の、市の山だすな。これから土を取るというところからは、これは推定値ですけれども、26万6千立米、土がまず取れるようなそういう見込みを持っております。26万6千です。

それであの、取った後はどのようにするかということですが、そこにまた別のものを持っていったり、それはしません。取ったままになりますので、いずれその、土取った後の利用の仕方っていうのは、これからまず市の方で考えていくことですが、たとえば今あの、除雪で出た雪ですけれども、これはあの今、堤防の中といいます

か、国交省の用地に投げさせてもらっていますけれども、実はそれ春先に、いろいろブルで押したりと、かなりの経費を掛けて消しているんですけども、今後もしかすれば、このような場所に雪を持って行って、そうすれば経費も節減できますので、そういうことも今、内部で検討しているところです。以上です。

○委員長（後藤健） よろしいですか。はいどうぞ。

○委員（小松栄治） 第1期の5万4千立米の土の中に、今のこの土を取る場所、26万6千だっけか。これってば、その残りが次のあれさ使われるっちゅうのが予想されます。ということは、今後のことについてはまず、除雪の雪捨て場でもいいんですけどもすよ、こんけのものを取るとなればすよ、かなりの有効利用ができるわけすな、この台地の中では。しかも高さはたぶん駐車場の、今の野球場の駐車場、いわゆる土の駐車場な、あれぐらいの高さまでなもんなんだか、我々は予想つがねものだすおな。どごまで取るもんだべがなってますよ、そう思ってます。

○委員長（後藤健） はい、総務部長。

○総務部長（舛谷祐幸） はい、小松議員の質問にお答え申し上げます。

実は今言った5万4千立米というのは、第1期工事分ですので、これからまず第2期・第3期ってまず進むわけですけども、一応、今のところ第2期工事分でまず同じ、だいたい立米、5万4千立米。それから第3期で、2万7千立米、これの土を利用するような予定となっております。合計で、企業団地のところに13万5千立米の土を今のところ利用するというような、そういう計画にしております。

それで、他にもこれから公共工事で土を利用する事業がいくつか予定されておりますので、そちらの方にも使いたいなと思っております。

それからあの、跡地ですけども、小松議員おっしゃったとおり、今の土の駐車場だすな、それと同じレベルにするというような、今のところはそういった考えでいっておりますけれども、若干、高低差が出る可能性がありますけれども、できれば同じ高さにすると利用価値が上がると思いますので、そのように考えております。以上です。

○委員長（後藤健） よろしいですか。他に質疑。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） ちょっとあの、専門的なことよく分からないんですけど、何となくこの土取場から土を取ることによって、ぽっかりと野球場と駐車場になっている部分、島のように浮いたような状態になるのかなんていうふうに思ったんですけど

ども、いずれ土を取ることによって、球場と土取場との高低差というのが相当大きくなるのかなということで、その辺どの程度になるのかということ。

それからあの、大雨だとか、そういうのが非常に多くなっているのです、こういった所に降った雨が、球場等ののり面とかに影響を及ぼすようなことは考えられないのかどうか、その辺、検討されているものなのかどうか教えてください。

○委員長（後藤健） はい、答弁を。課長。

○財産活用課長（高橋学） 佐藤委員のご質問にお答えします。

まずあの、球場の高さになりますけれども、現在考えているのは、先ほどご説明させていただいた西側の駐車場の高さで、土をこう、あの高さに合わせて取っていきたいというふうに考えております。ただあの、球場の周りには道路がありますので、道路ののり部分については手を掛けずにいきたいと思っております。

道路ののり、のりですね。その辺は、手を掛けずにいきたいと思っております。ただやっぱり、どうしても道路の方は駐車場より高いですので、若干やっぱりちょっと、高低差は生じるのかなというふうには思っております。

○総務部長（舛谷祐幸） 極端にこういう（垂直な）ようにでなくて、斜めになっていきますけれども、今、佐藤議員おっしゃられたとおり、雨降った場合に崩れないような、そういうことに配慮して、土を取っていききたいと思っております。

○財産活用課長（高橋学） それから、大雨降った場合の対応なんですけれども、当然あの、長期続いた雨の流れの、水のことにも心配されます。ですので、今後発注する測量業務等々で、土を取った後の造成というか、現状を、影響ないような勾配をつけて土を取っていく設計も含めて測量をかけたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員（佐藤文子） まず、危険な状態にならないような配慮をすべきだろうというふうなこと。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。他に。よろしいですか。

（質疑する者なし）

○委員長（後藤健） なければ質疑を終結いたします。

ここで当局説明員交代のため、暫時休憩いたします。

---

休憩 午前10時37分



○委員長（後藤健） よろしいですか。それでは審査を再開します。

当局からあいさつをいただきます。和田市民部長、お願いいたします。

○市民部長（和田義基） 大変お疲れさまです。委員の皆さまにおかれましては、お忙しい中ご審議を賜りますことにつきまして、誠にありがとうございます。

今次臨時会の総務民生常任委員会におきまして、ご審議をお願いいたします市民部関係の案件は、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第12号）に呈上しております、市民課所管のマイナンバーカード普及促進事業費の追加補正についての1件であります。

事業の内容につきましては、マイナンバーカードを取得した方にそのインセンティブとして、地域商品券を給付し、現在、県内の他市と比較しても下位に低迷しておりますマイナンバーカードの普及率の向上を図るとともに、新型コロナウイルス経済対策として既に行っている地域商品券事業に加え、補助率10割の国庫補助事業であります本事業を実施し、地元の消費活動をさらに促進し、地域商業等のさらなる支援を図るものであります。

詳細につきましてはこの後、市民課長がご説明いたしますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） はい、ありがとうございました。

---

○委員長（後藤健） それでは引き続き、議案第194号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第12号）について当局の説明を求めます。市民課、高橋課長。

○市民課長（高橋直美） 市民課です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議案第194号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第12号）のうち、市民課所管分につきまして、ご説明いたします。

お手元の資料ナンバー2-1、事業説明書に基づいてご説明いたします。2ページをご覧ください。

歳出、2款3項1目53事業、マイナンバーカード普及促進事業費（新型コロナウイルス対策）について、8,508万1千円の補正でございます。

「1」、本事業はマイナンバーカードを取得する市民に地域商品券を給付することにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の店舗等での消費拡大を促進するとともに、マイナンバーカードの普及促進につなげることを目的に行うものであり、マイナンバーカードの交付率30パーセントを目標としております。

「4」、事業概要でございますが、令和2年12月1日を基準日として、12月1日に、市の住民基本台帳に記録されていて、マイナンバーカードを保有する方、並びに令和2年12月2日から令和3年2月28日までの間に、大仙市からマイナンバーカードの交付を受けた方を対象に、1人当たり3,000円分の地域商品券を給付するものであります。

事業の周知につきましては、11月1日号の広報と一緒に全戸チラシを配布するほか、市のホームページにより事業を周知いたします。

給付方法につきましては、対象者ごとに2通りの方法で給付いたします。まずは、①の対象者、12月1日において既にマイナンバーカードを保有する方には、簡易書留により商品券を郵送させていただきます。また、②の対象者、12月2日以降にマイナンバーカードの交付を受ける方には、マイナンバーカードの交付の際に、一緒に商品券を給付いたします。

給付期間は、令和3年2月28日までとし、商品券の使用期間は既に実施しておりますプレミアム商品券等の期限に合わせ、令和3年3月31日までとしております。補正額の内訳でございますが、目標としておりますマイナンバーカードの交付率30パーセントに合わせ、給付対象者を人口の約30パーセントにあたる、2万4千人と見込み、給付費7,200万円、商品券の仕分け業務の委託料87万2千円。印刷代や郵便料等の事務費として、1,220万9千円の、合計8,508万1千円の補正をお願いするものであります。なお、財源は全額、新型コロナウイルス対策に係る地方創生臨時交付金を充当する予定となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） はい、説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） マイナンバーカードの交付、政府が一生懸命進めるために、今回はコロナ対策の商品券支給というふうなものに抱き合わせて増やそうというようなこ

とで、今回のコロナ対策の問題もあるので、あえて反対はするものではありませんけど、若干教えてほしいんですけど、この、マイナンバーカード、いずれマイナンバーは全国民に、まず、赤ちゃんからお年寄りまで皆、付いてるもんですから、あの、現状は赤ちゃんから、その生まれたての赤ちゃんから交付を受けて、カードに赤ちゃんの写真をパッと撮って作っているというようなケースが結構あるものなのかどうか。

それと、今回の商品券発行で、赤ちゃんからお父さんお母さんまで、家族そろって発行すれば、4人家族なら4人の商品券が行くことになるわけなんですけど、そういったことも想定されているのかどうか。

そしてあともう1点は、実際にこのマイナンバーカードがなかなか進まないというその原因に、どのようなものがあるのかというところを当局としては考えているのか、その3点について教えてください。

○委員長（後藤健） はい、答弁を求めます。よろしいですか。高橋市民課長。

○市民課長（高橋直美） 佐藤文子委員の質問にお答え申し上げます。

まずは、赤ちゃんのマイナンバーカードを交付するケースがあるのかということですが、やはりその家族によって考え方はまちまちですけれども、小さい子どもの、赤ちゃんの写真を添付して作るおうちにはあります。実際、何件かございまして、あります。

あと、2点目の質問で、家族で商品券の発行を想定しているのかということですが、そちらにつきましても1人当たり3千円ということで見込んでおりますので、家族であっても5人いれば5人分の、3千円掛ける5で、1万5千円分発行するという事で予定してございます。

あとあの、マイナンバーカードの交付が進まない理由ということですが、まず今のところですね、これからデジタル化しまして、どんどんいろいろ機能も備わってきて、また状況は変わってくるかと思っておりますけれども、現時点で、やはり使えるところがあまりないといえますか。例えばその、コンビニ交付とかもやっているところはやっておりますので、メリットにはなろうかと思っておりますけれども、現在、大仙市でもコンビニ交付やっておりませんし、そういったメリット、あとはその機能ですね。例えば施設の利用に使うとか、これからそれは、市独自で考えれることではあるかと思っておりますけれども、そういった付加機能をどんどん追加していければ、また利用価値も高まってくるものと思っております。まずはマイナンバーカードを持っていないことに

は、これからの利活用にはつながっていかないものと思われまますので、まずは市民課サイドとしましては、普及率をアップさせまして、この後、ICT推進課とかそちらの方で、総合的な市としての利活用について検討していこうかと思ひますので、そちらの方で総合的なところを見ながら、また利活用に進めていければと思ひております。ですひので、今の時点ではやはり国でも交付率はちょっと低いのかなと思ひております。以上です。

○委員長（後藤健） はい、いいひですか。他に質疑のある方。はい、挽野委員。

○委員（挽野利恵） マイナンバーカードの、最近の時点でいいひですけども、今の、何パーセントくらい、市民の方が持ってらっしゃいますか。

○委員長（後藤健） はい、高橋課長。

○市民課長（高橋直美） 挽野委員の質問ですけども、今現在ですね、マイナンバーカードの交付率、所有率の方がいいひですかね。

○委員（挽野利恵） どっちも教えてください。

○市民課長（高橋直美） 交付率で、9月末現在で最新の状況ですけども、交付率で14.8パーセント。それから申請率は交付までだいたい1カ月くらいかかりますひので、その前に申請してひりますひので、申請率が18.1パーセントとなつてひります。

これはまずあの、全県と比較するのために、令和2年1月1日の人口を基に算出したものでござひますけれども、そのような状況となつてひりまして、県内で比較しますと、13市ありますけれども、その中で9位ということひので、ちょっと低い状況ではござひますひので、まずはその倍程度の30パーセントを目指して目標を設定したところひのでござひました。

○委員長（後藤健） はい、よろしいひですか。挽野委員。

○委員（挽野利恵） すみません。地域商品券、これあの大店舗用、小さい店舗用、どっちを配付する予定ですか。

○委員長（後藤健） はい、高橋課長。

○市民課長（高橋直美） 私たちのマイナンバーの方では、一般と大型と、どちらも使える共通券を3枚ということひので想定してひります。

○委員長（後藤健） はい、よろしいひですか。

他に、質疑のある方。はい、古谷委員。

○委員（古谷武美） ちなみにですね、市の職員の方々の交付率というか、どれぐらいなっていますか。

○課長（高橋直美） ちょっとお待ちくださいませ。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○市民課長（高橋直美） 職員の交付率、申請率ですけれども、令和2年の3月末で集計したデータしかございませんけれども、申請率で32.3パーセント。それから所有率、実際お持ちになっている人で26.2パーセントです。それでその後、交付を受けたり申請している方もいらっしゃると思いますので、それ以上になっているかと思えます。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。はいどうぞ。

○委員（古谷武美） なんとなくあの、市で一生懸命やってて、職員はほとんどやっているのかなと思ったんだけど、そこらへんどういったあれで、30何パーセントですか、なっているのかなと。まあ、本人次第かなとは思いますが、そこら辺ちょっと。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○市民課長（高橋直美） こちらの方では、強制というものではございませんし、大仙市の方だけではなくて市外の方も職員でいらっしゃいますので、言えないところではありますけれども、でも全庁的に取っていただくようにということで、庁議とかの方でもお話しておりますので、この後どんどん増えるかと思っております。さらに周知していきたいと思えます。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。

他に。よろしいですか。なければ質疑を終結いたします。

ここで、説明員交代のため暫時休憩といたします。説明員入れ替え後、再開します。

---

休憩 午前10時50分

再開 午前10時51分

---

○委員長（後藤健） よろしいですか皆さん。審査を再開いたします。

それでは、議案第194号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第12号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤健) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤健) ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長(後藤健) 以上で、付託された事件の審査は全て終了しました。

なお、本委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤健) ご異議なしと認め、そのように決しました。

これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

午前10時54分 閉会

---

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和2年 月 日

総務民生常任委員会委員長 後藤 健